

「山梨県建設リサイクルガイドライン」

1．目的

山梨県建設リサイクル推進計画の目標を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクルの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2．対象事業

山梨県が発注する建設工事を対象とする。

3．実施事項

3．1 体制の整備

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象機関」という。）の取り組みを「山梨県建設副産物対策委員会ワーキンググループ」が支援する。

3．2 リサイクル計画書等の取りまとめ

対象機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

（1）リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

作成時期及び作成者

ア）設計業務（概略設計、予備設計、詳細設計）の実施時点

設計業務成果として、設計業務の受注者が作成する。（別添1、別添2）

イ）工事の積算時点（別添3）

対象機関の当該工事の積算担当者が作成する。

（2）リサイクル阻害要因説明書（別添4）

目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合その原因等を把握する。

目標値：山梨県建設リサイクル推進計画の目標値を基本とする。

作成時期及び作成者

ア）工事の積算時点で、リサイクルが著しく困難となる工事が発生した場合、当該工事の積算担当者が作成する。

イ）工事の実施時に、リサイクルが著しく困難となる場合、当該工事の監督員が作成する。

(3) 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)(様式1、様式2)
目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合には、リサイクルの実施方法を把握する。

- ・建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書(実施書)(様式1)
- ・建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)

作成時期及び作成者

ア) 工事の着手時及び完成時に、対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者(元請負者)が作成する。

対象機関は、元請負者に対し、再生資源利用[促進]計画書(工事着手時)及び実施書(完成時)の報告を特記仕様書により指示する。

イ) 実施書の報告は、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。

3.3 リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案(計画・設計方針)の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。

(2) 工事契約前

建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。

(3) リサイクルが著しく困難となる工事が発生した時点

リサイクル阻害要因説明書に基づき、検討・調整を行う。

(4) 工事完了時点

対象機関は、元請負者から提出される再生資源利用[促進]実施書をチェックし、取りまとめる。

3.4 リサイクル実施状況の取りまとめ

工事完了時の再生資源利用[促進]実施書は、県土整備部技術管理課が半期毎に取りまとめ、結果を必要に応じ山梨県建設副産物対策委員会ワーキンググループへ報告する。

4. その他

- 1) 3. 実施事項 3.2 リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- 2) 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。
- 3) 本ガイドラインについては、平成23年4月1日以降適用する。

「建設副産物搬出抑制事例集」

建設リサイクルガイドラインに基づく計画段階での搬出抑制を徹底するための具体策として、「建設副産物搬出抑制事例集」を県・市町村の工事担当者へ配布するとともに、具体的な取り組み事例を継続的にフォローし事例集を改善していくこととする。

建設副産物搬出抑制事例集の改善フロー

